

社会福祉法人東近江市社会福祉協議会役員の 報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人東近江市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 会長及び副会長並びに常務理事については、報酬を支払うものとし、会長並びに常務理事については、通勤手当を支給する。
- (2) 常務理事が事務局長を兼任している場合は、職員給与として支給する。
- (3) 会長及び副会長並びに常務理事以外の役員については、理事会及び監事監査等への出席によって法人業務を行う場合は、報酬を支払うものとする。
- (4) 役員が、研修等職務のため出張した場合には、旅費を支給することができる。

(役員の報酬等)

第4条 役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額とする。
- (2) 会長並びに常務理事の通勤手当については、別に定める給与規程に基づき支給する。
- (3) 役員が研修等その職務のため出張した場合には、別に定める旅費規程に基づき旅費を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 会長・副会長に対する報酬等の支払期日は、別に定める給与規程で定める日とし、その他役員に対する報酬等については翌月20日に支給する。ただし支払期日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌日を支払期日とする。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出があったときには、その額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成29年6月21日定時評議員会終結のときから施行する。
2. 社会福祉法人東近江市社会福祉協議会役員等の報酬および費用弁償に関する規程は、平成29年6月21日定時評議員会終結のときまでとし、廃止する。

別表 1

役員報酬	
会 長	月額 80,000円
副 会 長	月額 10,000円
その他理事	日額 5,000円
監 事	日額 5,000円